

宮崎県立学校における新しい生活様式

5月25日からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に「宮崎県立学校における新しい生活様式」を作成しました。

各学校においては、感染拡大防止策として、実践が徹底できるよう準備等をお願いします。

1 登下校等の対策

- (1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。
登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。
- (2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。
授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。
- (3) 登下校直後の手洗いを行う。
登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

2 授業等の対策

- (1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。
授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。
- (2) 教室の換気をこまめに行う。
休み時間以外に、授業中も定期的に行う。
- (3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。
教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。
- (4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。
教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。
- (5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。
授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

3 放課後・部活動等の対策

- (1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。
実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。
- (2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。
部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。